

令和2年8月31日

第3回総会議事録

長岡市農業委員会

第 3 回総会議事録

- 1 日 時 令和 2 年 8 月 31 日（月曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 ながおか市民センター 5 階 5 B 会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 8 号 農地法の許可の取消し申請について
議案第 9 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 10 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 11 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 12 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 13 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 14 号 農用地利用配分計画案の決定について
議案第 15 号 長岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
 - 日程第 3 報告第 2 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (16 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (8 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 樺沢 仁、次長 井上 靖司、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 鈴木 久美子、主査 早川 仁

開 会（午後 2 時 00 分）

樺沢事務局長 これより第 3 回農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、高橋会長から議長を務めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより総会を始めます。今月も、新型コロナウイルス感染防止の観点から、出席委員の数を制限して開催しております。出席予定の委員からの欠席届の提出はございません。長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることを報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。議長において、本日は議席番号 7 番、粉川一夫委員、11 番、安達隆幸委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第 2 議案第 8 号 農地法の許可の取消し申請について

議長 日程第 2、これより審議に入ります。議案第 8 号 農地法の許可の取消し申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。議案書の 3 ページをご覧ください。

本年 6 月に農地法第 3 条の規定による許可を受けた案件であります。錯誤のため、許可の取消し申請があったため、取り消すものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第 8 号 農地法の許可の取消し申請について、取消しとすることに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり取り消すことに決定いたします。

議案第 9 号 農地法第 3 条の許可申請について

議長 議案第 9 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書 5 ページをご覧ください。

今月の 3 条許可申請は 5 件でございます。1 番から 3 番が売買による所有権移転、4 番、5 番は贈与による所有権移転であります。

以上につきまして、担当委員による現地調査結果はいずれも問題なしということであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許

可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第9号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いた
します。

議案第10号

農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長

議案第10号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議
題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。今月の事業計画変更承認申請は、
越路地域の4件であります。

1番と2番は一連の計画によるものですので、一括して説明いたしま
す。神谷の田について、砂利採取用地として一時転用する許可を受けて
いる案件でございますが、このたび期間を令和3年11月30日まで延長す
るものでございます。

3番と4番は一連の計画によるものでございますので、一括して説明
いたします。越路中沢の田について、3番については砂利採取運搬道路
及び施設用地、4番については砂利採取運搬道路敷地として一時転用す
る許可を受けている案件ですが、このたび期間を令和3年11月30日まで
延長するものでございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該
事業計画の変更については妥当なもの判断いたします。ご審議のほど
よろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第10号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第11号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第11号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書の9ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域の1件でございます。

なお、申請のありました4条及び5条の許可申請につきましては、本庁、支所において8月24日までに現地確認を実施しております。

1番、大積三島谷町の田について、住宅建築敷地として利用するものであります。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は大積三島谷町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第11号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第12号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第12号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書11ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域5件、寺泊地域1件の計6件でございます。

1番と6番につきましては同一の計画によるものですので、一括して説明いたします。新組町の畑について、住宅建築敷地として利用するために、1番につきましては売買による所有権移転、6番につきましては使用貸借権の設定をするものであります。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地は市街化区域に近接しており、今後住宅等が連たんすることが見込まれる10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

2番、藤橋1丁目の畑について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年10月1日から令和2年11月30日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存のアパートの駐車場が不足していることに伴い、アパートの近接地を選定したものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

3番、寺泊竹森の田について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は令和2年10月10日から令和2年11月15日までの計画であります。申請地は住宅、事業用施設等が連たんしており、第3種農地に該当するため原則許可できるものでございます。

4番、十日町の田について、砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和2年9月18日から令和4年6月

17日までの計画です。申請地は農振農用地区域内の農地ではありますが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものでございます。

5番、十日町の田について、駐車場敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和2年10月1日から令和2年10月30日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものでありますが、転用目的が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できるものでございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第12号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について、議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の15ページから16ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは9件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき成立した売買です。

次からの利用権設定・移転、中間管理権設定（公社借入）、使用貸借

権設定及び貸借権の設定（公社貸付）の説明に当たっては、皆様のお手元に別冊「農用地利用集積計画」1冊を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の17ページの内訳表をご覧ください。今月は、利用権の設定・移転で9件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が1件、使用貸借権設定が8件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは89件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が85件、使用貸借権設定が4件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは77件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が73件、使用貸借権設定が4件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊の農用地利用集積計画にてご確認ください。

以上、計184件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第14号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第14号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

小川係長 議案書の21ページから23ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用賃借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは15件の申出があり、内容については賃借権の移転が4件、使用賃借権の移転が11件となっています。これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。これら農用地利用配分計画案は新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第14号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第15号 長岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議長 議案第15号 長岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

初めに、議案書の差し替えをお願いいたします。

議案書発送後に27ページ3の(1)、新規参入の促進目標の表内において現状と目標の各欄の数値の間違いを確認したもので、差し替えをご用意させていただきました。お手数をおかけしますが、後ほど差し替えをお願いいたします。

それでは、改めましてご説明申し上げます。この農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農業委員会に関する法律第7条第1項において定めるよううたわれており、当農業委員会では現体制へ移行した平成29年8月総会において審議決定をしていただいております。

なお、本指針は3年ごとに検証、見直しを行うことと定めているため、3年目に当たる本年度において、現在の委員会の活動実態や実績に基づき、検証、見直しを実施するものです。内容、数値については、先月の総会において本指針の概要と変更内容について改正案と新旧対照表をお配りし、説明させていただき、ご意見がある場合は8月7日までに事務局へご連絡くださるようお願いしておりましたが、意見等の提出はございませんでしたので、先月委員の皆様にお配りした改正案と同じものとなっております。つきましては、詳細説明は割愛させていただきます。

それでは、議案書の25ページから27ページをご覧ください。第1では、基本的な考え方として、農地等の利用の最適化の推進について、農業委員と推進委員との連携の必要性や検証、見直しの実施について明記しております。第1項については、今回の検証、見直しにおいては変更はございません。

次に、第2では、具体的な目標と推進方法として、1で遊休農地の発生防止、解消を、2で担い手への農地利用の集積、集約化を、3で新規参入の促進について、それぞれ当初、現状、目標と具体的に数値を示し、目標達成のための具体的な推進方法について明記してあります。今回の検証では、各項目の現状、目標の数値及び推進方法の記載内容について、当委員会の活動内容と差異がある文言の修正や追記、削除をさせていただきました。

簡単ではありますが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(改定案)の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第15号 長岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3

報告第2号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第2号 農地法の届出通知等についてを議題とします。
事務局の報告を求めます。

今坂係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について4件を29ページに、5条の届出について23件を30ページから33ページに、農地法の適用を受けない事実確認5件を34ページに、18条合意解約について1件を35ページに、利用権解約について7件を36ページ、37ページに、中間管理権の解約について8件を38ページ、39ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で、提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第3回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時30分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和2年8月31日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	欠	多田好一	13	欠	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	欠	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	欠	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	欠	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	欠	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">16人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">8人</td> <td></td> <td>粉川一夫</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>安達隆幸</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	16人		議事録署名委員		欠席委員	人	8人		粉川一夫	委員		計	24人		安達隆幸	委員
出席委員	人	16人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	8人		粉川一夫	委員																		
	計	24人		安達隆幸	委員																		